



廃棄物等の輸出入について ～バーゼル条約及びバーゼル国内法～

（平成26年度バーゼル法等説明会配布資料〔一部修正〕）

経済産業省産業技術環境局環境指導室

小島 由美子

本日の説明の流れ

1. バーゼル条約の概要
2. 国内担保法（バーゼル法、廃棄物処理法）の概要
3. 最近の廃棄物等の輸出入実績
4. 廃棄物等の輸出入をめぐる課題
5. 最近の日本の取組
6. 不法輸出入の事例
7. バーゼル法該非判断・事前相談
8. バーゼル法規制対象物の輸出入手続



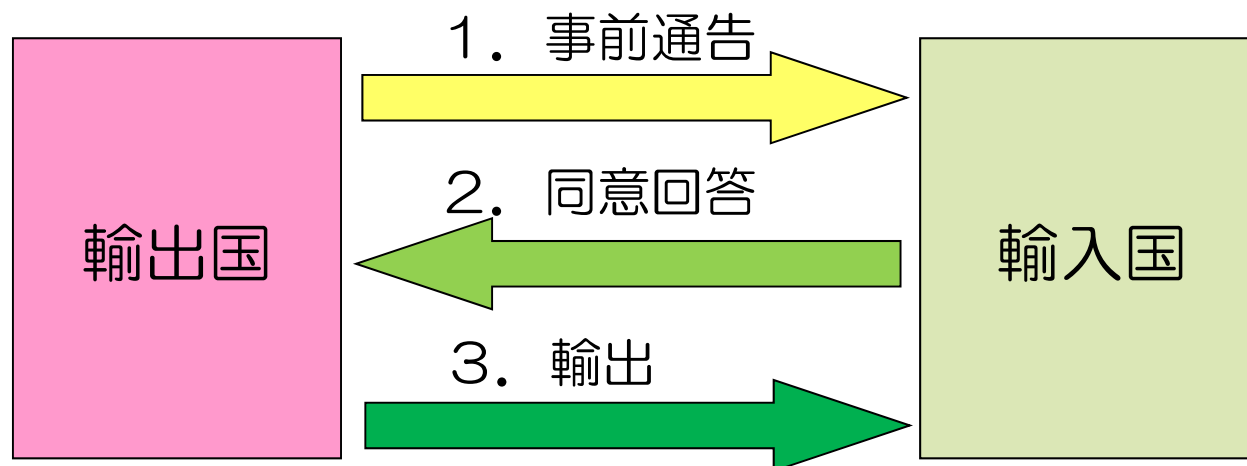
1. バーゼル条約の概要

バーゼル条約とは

- 正式名称：「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」
- 概要： 有害廃棄物の輸出入を規制
- 成立： 1989年バーゼル（スイス）で採択、1992年発効
- 経緯： 1980年代、先進国から環境規制の緩い途上国への有害廃棄物の不適正輸出が多発
- 締約国： 180カ国 1 機関（EU）
（2015年4月現在）

有害廃棄物の輸出入規制

- 有害廃棄物の国内処理の原則
- 輸出する際の事前通告・同意取得の義務
- 非締約国との有害廃棄物の輸出入の禁止
- 移動書類の携帯
- 不法取引が行われた際の輸出者の国内引き取り義務（再輸入、処分等）



二国間・多国間協定（第11条）

OECD理事会決定

OECD加盟国間（日本、欧米、韓国等）

有害廃棄物等の輸出手続
及び許可要件の簡素化



バーゼル条約で規制対象のものが
一部原則規制対象外（リサイクル目的の場合）

（例）プリント基板

石炭火力発電所から生じる飛灰

塩化ビニル（PVC）

条約又は協定の適用関係

	対象国		適用規制
バーゼル条約 締約国	OECD 加盟	韓国、英国、フランス、ドイツ、オーストラリア、カナダ、他	OECD理事会決定※
	OECD 非加盟	中国、フィリピン、マレーシア他	バーゼル条約
バーゼル条約 非締約国	OECD 加盟	米国	OECD理事会決定※
	OECD 非加盟	台湾	日台民間取り決め
		バヌアツ共和国他	なし（バーゼル規制対象物は輸出入不可）

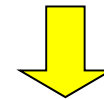
※ OECD理事会決定の適用はリサイクル目的の場合に限られ、処分目的の場合は、バーゼル条約が適用される。

不法取引（第9条）

- ・ 輸出国の事前通告が無い
- ・ 輸入国等の同意が無い
- ・ 書類との不一致 など

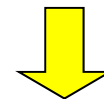
=

不法取引



輸入国からの通報

輸出国の責任



輸出者が30日以内に輸出国内に引き取る
又は適正に処理する。



2. 国内担保法の概要

国内法の枠組

バーゼル条約

国内担保法

バーゼル法

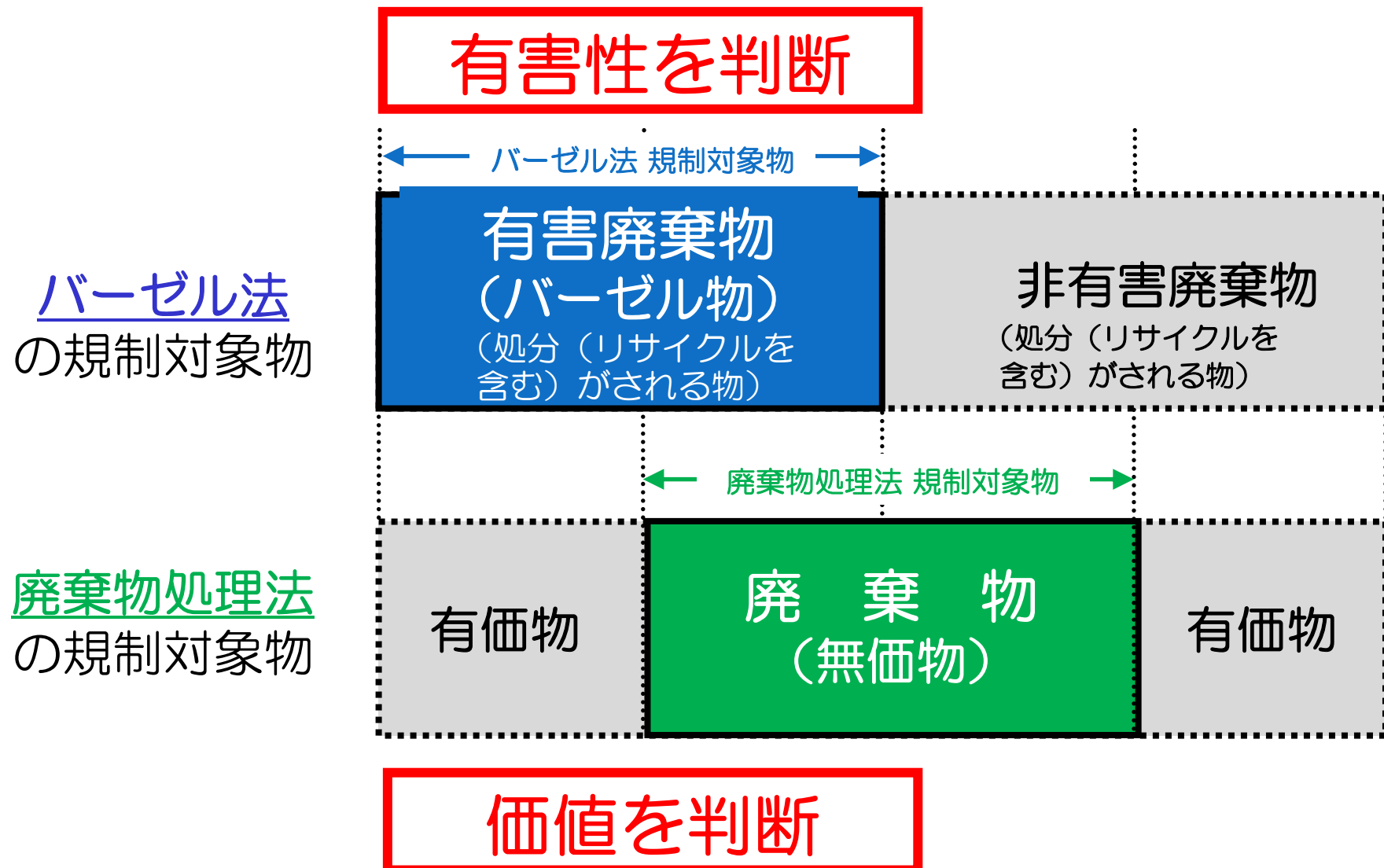
- 特定有害廃棄物等の輸出入を規制

廃棄物処理法

- 廃棄物の輸出入を規制

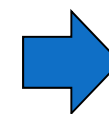
関係法令： 外為法、関税法

バーゼル法・廃棄物処理法の規制対象



バーゼル法の概要

1. 特定有害廃棄物等の定義
2. 輸出・輸入の承認
 - 経済産業大臣の承認（事前通告・回答が必要）
 - 環境大臣の確認（国内と同等以上の処理を確保）
3. 移動書類の交付
 - 運搬時における移動書類の携帯義務
4. 措置命令
 - 不適正輸出入時の回収又は適正な処分等を規定



輸出入者責任

廃棄物処理法の概要

国内の処理等の原則（法第2条の2）

- 1 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。
- 2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように、その輸入が抑制されなければならない。

輸入許可（法第15条の4の5）

許可の基準

- 輸入される廃棄物が国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、適正に処理されること
- 申請者が当該廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができること
- 申請者が当該廃棄物の処分を他人に委託する場合、当該廃棄物を国内で処分することにつき相当の理由があること

輸出確認（法第10条、法第15条の4の7）

確認の基準

- ① 国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし適正な国内処理が困難である廃棄物の輸出であること
又は
 - 当該廃棄物が輸出の相手国において再生利用されることが確実であること
- ② 国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること
- ③ 申請者が法的な処理責任を持った者
（一般廃棄物：市町村または排出事業者、産業廃棄物：排出事業者または都道府県、市町村）であること

手続窓口は環境省地方環境事務所です

廃棄物処理法の規制対象

廃棄物に該当するか否か

- ① その物の性状
- ② 排出の状況
- ③ 通常の実扱い形態
- ④ 取引価値の有無
- ⑤ 占有者の意思 等



総合判断

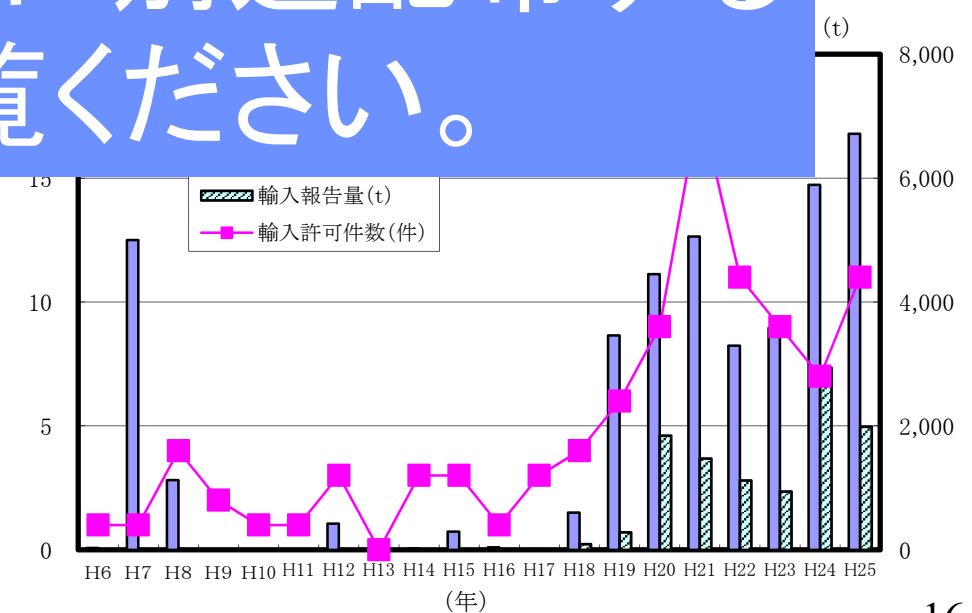
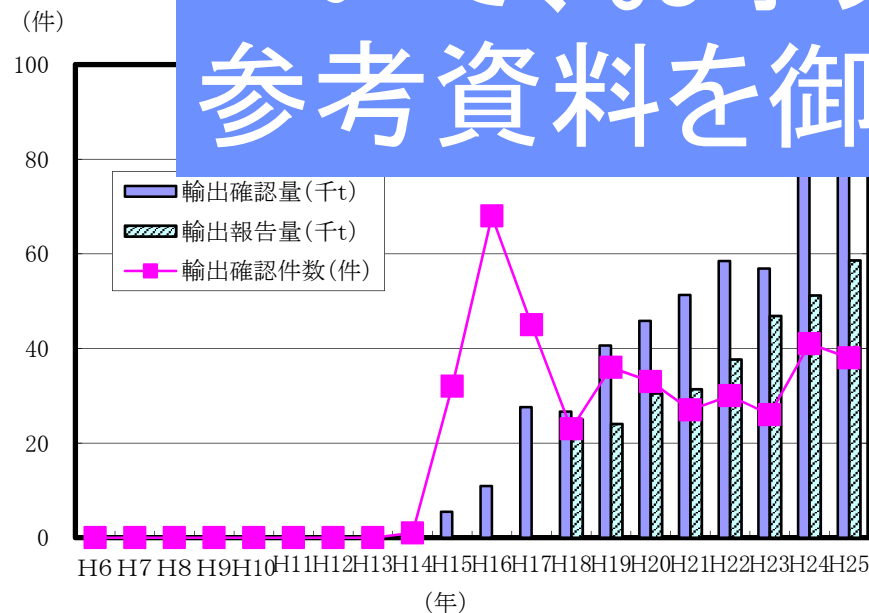


3. 最近の廃棄物等の輸出入 実績

廃棄物の輸出入実績（H25）

我が国からの輸出（括弧内は前年）			我が国への輸入（括弧内は前年）		
輸出確認	38件 (41)	2,296,489トン (2,355,440)	輸入許可	11件 (7)	6,714トン (5,890)
輸出報告量		1,464,763トン (1,279,954)	輸入報告量		1,988トン (2,939)

H26年（暦年）の輸出入実績について、お手元に別途配布する参考資料を御覧ください。

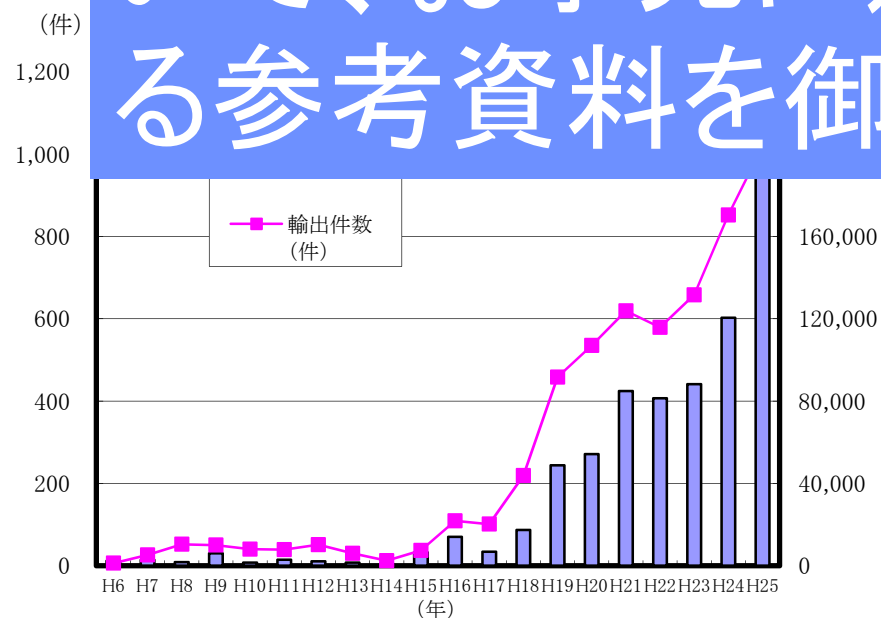


※輸出入報告量については、平成18年以降について集計。

特定有害廃棄物等の輸出入実績（H25）

我が国からの輸出（括弧内は前年）			我が国への輸入（括弧内は前年）		
相手国への通告	77件 (70)	330,806トン (326,047)	我が国への通告	113件 (72)	86,709トン (101,057)
輸出の承認	72件 (51)	405,167トン (184,240)	輸入の承認	103件 (50)	96,273トン (64,638)
輸出移動書類の交付 （輸出件数・輸出量）	1,019件 (852)	200,307トン (120,466)	輸入移動書類の交付 （輸入件数・輸入量）	387件 (181)	32,222トン (9,633)

H26年（暦年）の輸出入実績について、お手元に別途、配布している参考資料を御覧ください。





4. 廃棄物等の輸出入を めぐる課題

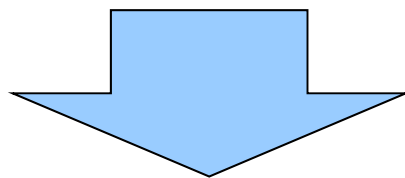
第三次循環型社会形成推進基本計画 (平成25年5月閣議決定)

循環資源の輸出入に係る対応

第三次循環型社会形成推進基本計画より抜粋

国際的な循環資源の移動は、適切に行われれば、環境負荷の低減や資源の有効利用に資する一方、輸出先で不適正な処理が行われた場合には環境汚染を生じさせるおそれがある。

このため、循環資源については、①まず国内で適正に処理することを原則とした上で、②循環資源の性質に応じて、国際的な循環資源の移動が環境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合には、国際的な移動の円滑化を図ることが重要である。



水際対策の強化が、取り組みの柱の一つに位置づけられている

使用済み電気・電子機器の不適正な海外流出

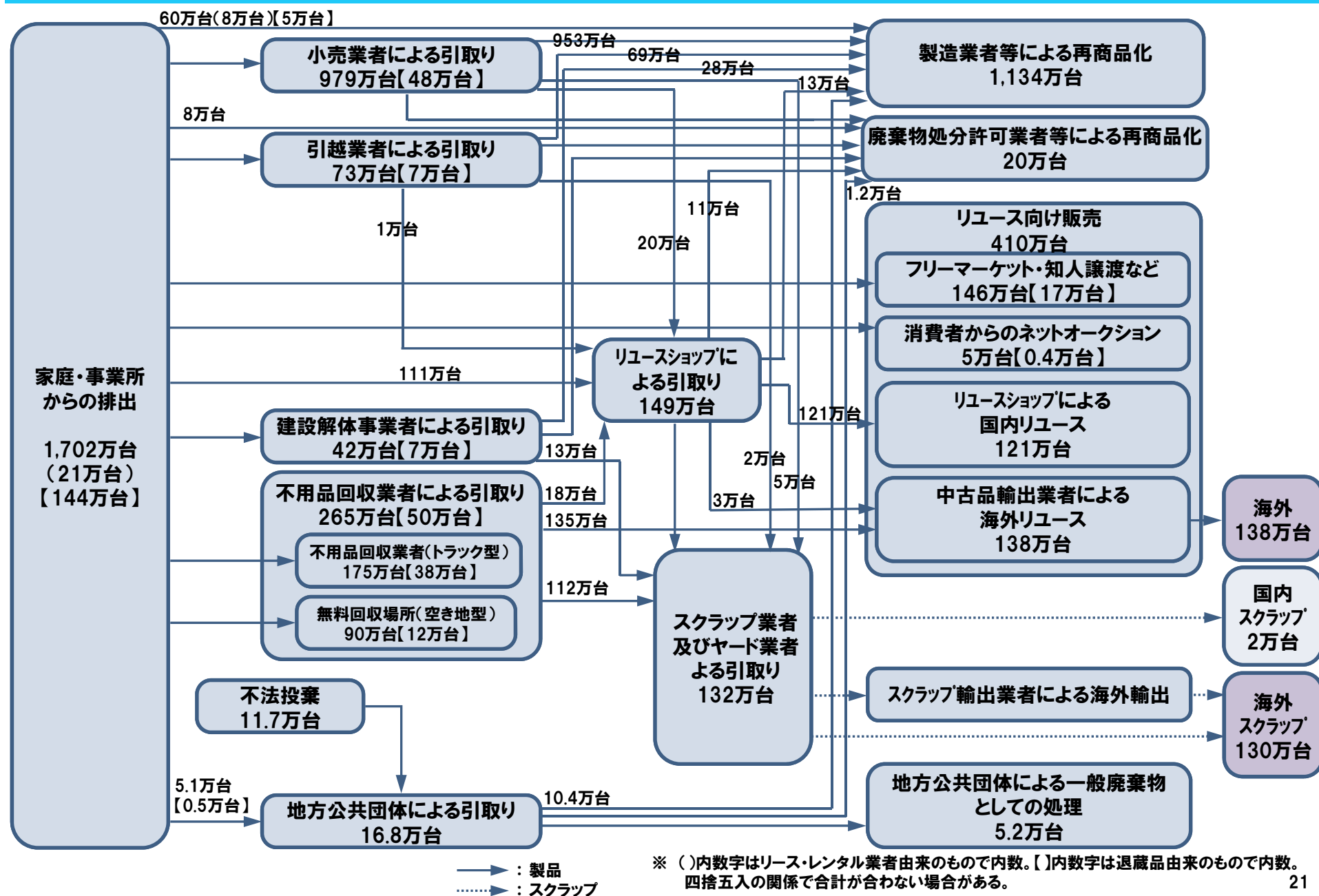
(1) 偽装リユース 問題

- リユース目的と偽って、部品や金属を回収する目的での輸出が行われている実態がある。
(注：リユース目的である場合、輸出に際してバーゼル法の承認や廃掃法の確認等手続きは要しない)
- 野ざらしにされた家電製品等、リユースできないと考えられるものがリユース品の輸出として輸出申告され、環境省が廃棄物処理法違反で告発した事例もある。

(2) 廃棄物が混入した金属スクラップ問題

- 廃家電（家電リサイクル法対象4品目含む）や蓄電池などの廃棄物等に該当する物が混入した金属スクラップが不法輸出されようとするケースが後を絶たない。
- これらの廃棄物が混入した金属スクラップの輸送船等での火災発生事案が頻発し、悪臭や交通への影響など、生活環境上の支障が生じることもある。また、輸出先での不適正処理も懸念されている。

使用済家電のフロー推計（4品目合計：平成24年度）



海外における不適正処理

○金属回収等を目的として、廃家電品や廃棄されたパソコン等のE-wasteの越境移動が急増

○輸出先国において環境規制や適正な処理施設が未整備なことから、鉛、カドミウム等の有害物質による環境及び健康影響が懸念





5. 最近の日本の取り組み

～不法輸出入防止の徹底～

使用済み電気・電子機器に関する 規制対象の明確化

1. 偽装リユース対策

◎ 中古品判断基準
(H26.4.1から運用)

→リユース目的であるかどうかを、客観的に判断するための基準
(リユースと見なせない場合は、バーゼル法や廃棄物処理法の規制対象となる可能性)

2. 廃棄物該当性の判断

◎ H24.3.19付 課長通知

→有償性如何に関わらず、廃棄物であることの疑いがある場合は、物の性状、排出の状況、取扱い形態等から、総合的に廃棄物該当性を判断

使用済み電気・電子機器の中古品判断基準（１）

- ・ 偽装リユース対策。適正なリユースとの違いを明確化が目的。
- ・ 「使用済み電気電子機器の輸出時における中古品判断基準」を策定し、平成26年4月から運用。
- ・ 詳細は、環境省HPを参照ください。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17151>

<中古品の判断項目>

- ① 年式・外観（破損や傷・汚れ、年式等）
- ② 正常作動性（個々が正常に作動すること）
- ③ 梱包・積載状態（適切に梱包、積載及び保管状況）
- ④ 中古取引の事実関係（契約書等、取引の事実関係）
- ⑤ 中古市場（輸入国において確実にリユースされること）

使用済み電気・電子機器の中古品判断基準（2）

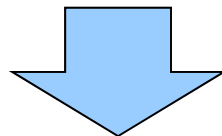
＜正常作動性に関する判断基準＞

- 通電等の正常作動検査を実施し、その機能、効用を有することを確認する。
- 通電用、充電用の付属品が欠損している場合は、現地での使用方法又は付属品の調達方法を確認する。
- 蓄電池が内蔵されている物については、その蓄電池の使用期間を確認し（又は、充電機能検査を実施し）、十分な蓄電を行えることを確認する。

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について

3月19日付け 使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)の概要

- ①無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要。
- ②家電リサイクル法対象品目（洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン）の使用済み品については、以下のとおり取り扱うことが適当。
 - (1) リユース品としての市場性が認められない場合（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）がなされている場合は、当該使用済み品は廃棄物に該当するものと判断。
 - (2) 廃棄物処理基準に適合しない方法による分解、破壊等の処分がなされている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、当該使用済み品は、廃棄物に該当するものと判断。
- ③家電リサイクル法対象品目以外の使用済家電製品についても、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても廃棄物の疑いがあると判断できる場合は、総合判断により、積極的に廃棄物該当性を判断。



輸出しようとする中古又は使用済家電製品（スクラップにしたものを含む。）が廃棄物に該当するか否かについては、輸出する港の所在地を所管する各地方環境事務所にご相談ください。

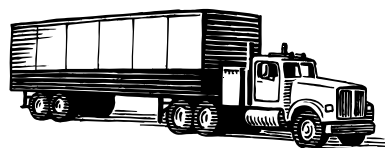
適切な輸出入推進のための国内の取組



バーゼル法等 説明会



事前相談



立入検査



不法な輸出入防止に向けた国際的な取組

アジア諸国との協力推進

担当官同士のネットワークや二国間での管理体制の構築を通じたアジア各国のバーゼル条約施行能力の向上

＜アジアネットワーク＞



不法輸出入防止ワークショップの開催

＜E-waste・使用済みコンピュータ機器適正管理プロジェクト＞

バーゼル条約での活動の支援

- ・E-Wasteワークショップの開催
- ・インベントリの策定
- ・回収パイロットプロジェクト等の実施



（中古利用目的と称したテレビ）



（他の貨物に混入して輸出を図った基板）



（中古利用目的と称したエアコン室外機）

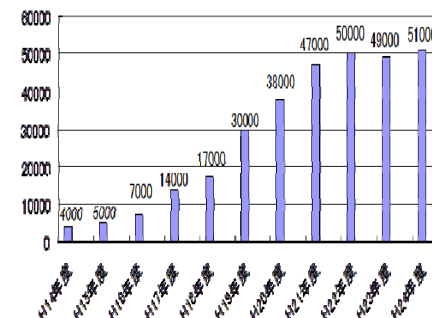
国内監視体制の強化

輸出事業者向け説明会や輸出入案件に係る事前相談、税関と協力した貨物の立入検査等の実施

バーゼル法等説明会



事前相談件数



貨物立入検査





6. 不適正輸出入の事例

～輸出の事例～

主な不適正輸出例

1. 中古とみなせない

中古バッテリー

韓国、中国、香港向け

中古PC・モニター、中古ブラザー管球

香港向け

エアコン等特定家庭用機器のスクラップ

中国向け



破損・劣化等により中古使用不可

2. 相手国の規制

中古家電

中国、香港、東南アジア向け



各国の規制により輸入禁止、制限

3. 物の性状が悪い

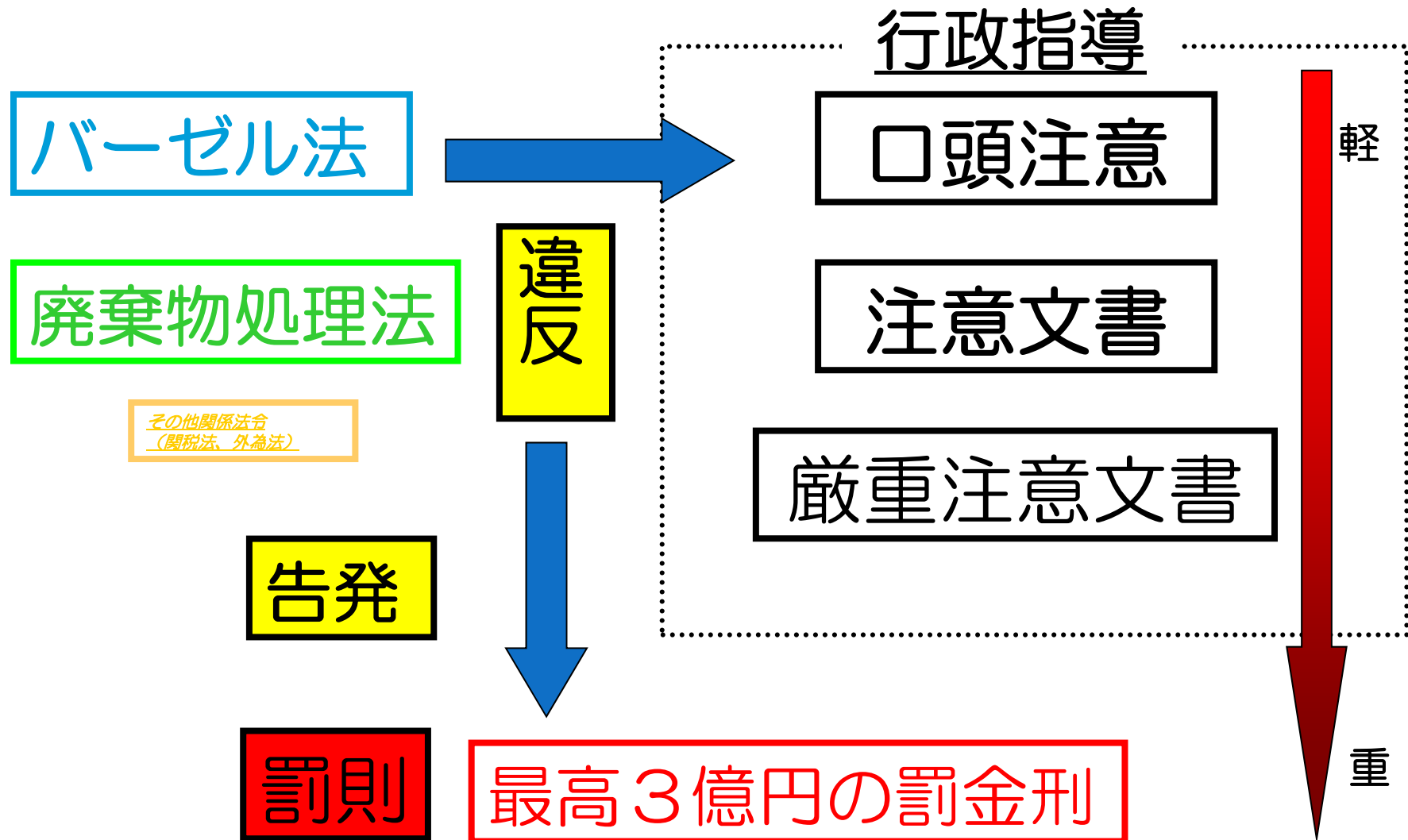
廃プラスチック

中国、香港、東南アジア向け



未選別、異物混入、汚れ

行政指導等



平成22年5月19日に公布された廃棄物処理法の一部を改正する法律により、罰則強化



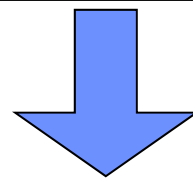
廃棄物等の
輸出入には
適切な手続が
必要です。



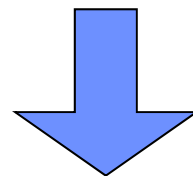
7. バーゼル法該非判断・ 事前相談

バーゼル法該非判断・事前相談等について

(1) バーゼル法該非判断



(2) 輸出品目別の規制情報



(3) バーゼル法事前相談制度

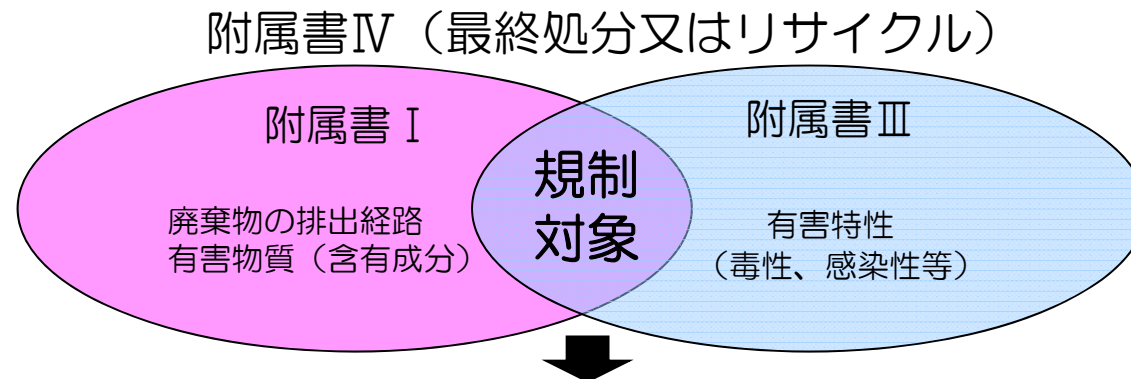


(1) バーズル法該非判断

バーゼル条約の規制対象物の範囲

バーゼル条約上の規制対象物となる「有害廃棄物」は、**条約附属書Ⅳの処分（最終処分又はリサイクル）**を行うために輸出入されるものであって、次に掲げるもの。

- ア) 附属書Ⅰに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物（附属書Ⅲに掲げるいずれの特性も有しないものを除く。）→図参照
- イ) 附属書Ⅱに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物（家庭系廃棄物）
- ウ) 締約国の国内法令により有害とされている廃棄物（但し、条約事務局に通報されたもの）



規制対象となるものの明確化（リスト化）

附属書Ⅷ （原則規制対象）

鉛蓄電池、廃油、めっき汚泥、廃石綿、シュレッダーダスト 等

規制対象とならないものの明確化（リスト化）

附属書Ⅸ （原則規制対象外）

鉄屑、貴金属の屑、固形プラスチック屑、紙屑、繊維屑、ゴム屑 等

バーゼル法の規制対象物の範囲

条約附属書Ⅳ

(最終処分目的(埋立、焼却等)、リサイクル目的(金属回収等))に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物

(パンフレットP12)

該当

告示別表第1 (原則規制対象外リスト) 鉄くず、繊維くず等

(パンフレットP13~16)

(注)備考1:告示別表第3に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、告示別表第3に掲げる物のいずれかに該当することとなった物を含まない。

該当

告示別表第3

鉛、ヒ素、ダイオキシン類等を一定以上含むもの 等

(パンフレットP17~20)

非該当

告示別表第2 (原則規制対象リスト)

めっき汚泥、鉛蓄電池、PCB等

(パンフレットP16~17)

非該当

該当

非該当

規制対象外

該当

該当

規制対象 (特定有害廃棄物等)

注) これ以外に、

- ・条約附属書Ⅱに掲げる物(家庭系廃棄物)、
- ・他の締約国から規制対象を定めた旨の通報を受けて環境省令で定める物も、特定有害廃棄物等に該当(http://www.env.go.jp/recycle/yugai/basel_info/index.html)。
- ・OECD加盟国との間での輸出入については、OECD理事会決定で別途規制対象となる物、ならない物が定められている(パンフレット21,22)。

バーゼル規制対象の具体例 ＜原則規制対象外＞

- バーゼル条約附属書Ⅹ（資料集P16～20）に該当するもの
→バーゼル法では、告示別表第一（パンフレットP13～16）に該当するもの

➤鉄くず（スチールスクラップ）（B1010）

➤廃プラスチック（PVCを除く）（B3010）

➤紙くず（B3020）



➤繊維くず（B3030）



➤ゴムくず（B3040）

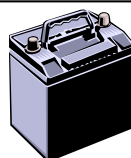


バーゼル規制対象の具体例

<原則規制対象のもの>

- バーゼル条約の附属書Ⅰかつ附属書Ⅲ（資料集P9～11）に該当するもので、具体的には附属書Ⅷ（資料集P14～16）に該当するもの
- バーゼル法では、告示別表第2又は別表第3（パンフレットP16～20）に該当するもの

➤鉛蓄電池（A1160）



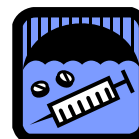
➤廃油（A3020）



➤シュレッダーダスト（A3120）

➤医薬品の製造等工程（A4010）

医療行為（A4020）からの廃棄物

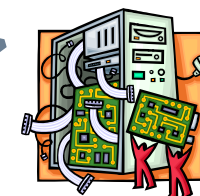
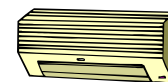


バーゼル規制対象の具体例 ＜分析により判断するもの＞

鉛等の有害物質を含む可能性がある場合は、分析を行い、バーゼル法告示別表3（パンフレットP17～20）の基準により判断

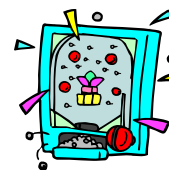
▶メタルスクラップ（B1110又はA1180）

（モーター、配電盤、電線、基板、変圧器など）



▶塩化ビニル（PVC）（鉛基準）

▶パチンコ台（B1110又はA1180）



▶携帯電話（B1110又はA1180）



【参考：バーゼル法における鉛の規制値】

含有値：0.1重量パーセント以上

溶出値：検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラムを越える



(2) 輸出品目別の規制情報

関連するお知らせや基準は、次の環境省のホームページで参照ください。
http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index1.html#2_hinmoku

中古品について

○バーゼル条約で規制の対象となる「有害廃棄物」は、条約附属書Ⅳの処分（＝最終処分又は再生・回収）を行うため輸出入される物。

○中古品は、これに該当しないため、原則、規制対象外。

しかしながら、中古品として輸出された使用済み鉛バッテリーや家電製品が、輸入国から中古品ではなく有害廃棄物と判断され日本へシップバック（返送）される事案が多数発生。

このため、一部の中古品については事前相談（行政サービス）の対象とし、相手国で中古品として使われることの確認を実施している。

- 一般的な中古品の輸出に関しては、その物が「中古品として再利用できるもの」であり、条約附属書Ⅳの処分（＝最終処分又は再生・回収）目的でないものであることが前提。
そのため、輸出する物について、少なくとも、次の確認が必要となる。

1. 破損、傷、汚れがないこと（写真）
2. 荷姿（破損等しないよう適切な梱包がなされていること；写真）
3. 買取価格（入荷伝票）及び輸出価格（契約書等による中古品としての取引の事実関係）
4. 輸入国における中古市場が存在すること（輸入国における販売店の名称、住所及び写真）

使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準

- 輸出者による証明を容易にすることを目的として、リユース目的での輸出と客観的に判断される基準を策定。
- 本基準は、平成26年4月より運用開始。
- なお、本基準はバーゼル法に基づく輸出の承認が必要とされる物を変更するものではない。

- 本基準の適用範囲
 - ・ 電気・電子機器をリユース目的で輸出する場合
 - ・ 電気・電子機器等を内蔵するパチンコ台等の遊技機器及び自動車から取り外し可能なオーディオ等の電気/電子機器をリユース目的で輸出する場合も本基準に準じる。

中古品判断項目 (いずれの項目も満たすことが必要)

- 【年式・外観】 破損や傷、汚れがないこと（大幅な修理が必要な場合は中古使用とはみなさない）
- 【正常作動性】 通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること（使用に際しての当該電気・電子機器の作動に必要な通電用、充電用付属品が欠損していないこと）
- 【梱包・積載状態】 荷姿が適切であること（集荷、輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように適切に梱包、積載及び保管されていること）
- 【中古取引の事実関係】 契約書等により中古品取引の事実関係が確認されること
当該契約書には、①使用済み電気・電子機器の中古品の販売に関する内容（取引価格に関する情報を含む）、②部品取りされない旨、が少なくとも記載されていること
- 【中古市場】 輸入国において当該製品の中古市場があること

使用済鉛バッテリーについて

- ・リサイクル目的の廃鉛バッテリーはバーゼル法の規制対象。
 - ・中古利用目的の鉛バッテリーは規制対象外。しかし、中古目的で輸出した貨物が相手国からバーゼル条約違反としてシップバック（返送）される例が多発。
- 中古利用目的の使用済鉛バッテリーの相談時には、下記事項を示す資料の提出が必要。

（平成18年4月28日 使用済鉛バッテリー輸出に係る事前相談について（お知らせ）より）

記

- 1 中古利用が可能なものを収集・選別していること（収集及び選別方法の説明）
- 2 外観に破損がないこと（写真）
- 3 輸出前に全量の通電検査を行っていること及び通電しないものは除去されていること
（通電検査方法及び検査結果の説明（メーカー、型式、製造年及び測定結果等）及び写真）
- 4 屋内で適切に保管がなされていること（保管方法の説明及び写真）
- 5 適切に梱包・積載されていること（梱包・積載方法の説明及び写真）
- 6 輸出先国の販売店等の名称、住所及び写真
（※申請者自身による実態の確認に加え、原則、当方においても相手国政府に照会）

鉛蓄電池を内蔵する中古品について

- 中古利用目的の使用済鉛バッテリーの事前相談時には、「平成18年4月28日付け使用済鉛バッテリー輸出に係る事前相談について」に従った確認を実施。
- 一方、一般的な中古品の輸出に関しては、次の4項目の確認を実施。
 1. 破損や傷、汚れがないか（写真）
 2. 荷姿（破損しないように適切に梱包されているか；写真）
 3. 買取価格（入荷伝票）及び輸出価格（契約書等による取引の事実関係）
 4. 輸入国において当該製品の中古市場があるか（輸入国における販売店の名称、住所及び写真）
- 近時、最近の税関の開披検査において、無停電電源装置等の鉛蓄電池を内蔵する中古品が機能していない事例が散見。
 - 相手国において、中古使用が不可能と判断される懸念がある。
更に、鉛蓄電池は、バーゼル条約の規制対象物であることから、それが機能動作しない場合不法輸出と判断される懸念もある。
- よって、**鉛蓄電池を内蔵する中古品の輸出に係る事前相談時には、上記事項1. から4. に加え、下記事項を示す資料の提出を求めることとした。**
(平成23年1月17日 鉛蓄電池を内蔵する中古品の輸出に係る事前相談について)

記

5. 内蔵されているバッテリーの種類の確認
6. 鉛バッテリーを内蔵している場合、中古品として再利用できるかどうかを確認するため、輸出前に全量が機能動作することの確認を行っていること及び動作しないものは除去されていること(例えば、通電といった動作確認の方法及び結果の説明並びにその動作確認時の写真)

廃プラスチックについて

- 廃プラスチック（PVCを除く）はB3010に該当し、通常はバーゼル法の規制対象外（但しハロゲン化されていれば規制対象）。
- しかし、これまでに廃プラ貨物への異物の混入、廃プラの汚れ等により、輸入国がバーゼル条約対象物または輸入国の国内法令で定める輸入禁止貨物に該当するとして貨物が輸入されず、日本へシップバック（返送）等された事案が発生。
- また、PVCには安定剤として鉛が使われているため、鉛の成分分析（含有・溶出試験）等を行い基準値を下回っていることが証明できればバーゼル法の規制対象外。

廃プラ輸出にあたっての注意事項

- 種類毎に分別されていない場合 → 廃掃法の廃棄物に該当するおそれあり
- 異物の混入、汚れ → 相手国からバーゼル条約違反と判断されるおそれあり
- PVCが入っている場合 → バーゼル法の規制対象となるおそれあり
- 輸出相手国の国内法令の規制の確認 → バーゼル条約とは別に、各国で独自に規制している場合があります

例）中国では漁網、CD等の輸入は禁止

廃PETボトルについて①

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物」
(平成10年環・厚・通告示第一号)について(平成24年7月26日付けお知らせ文(再徹底)より)

廃PETボトルが「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物」
(平成10年環・厚・通告示第一号)別表1の3の項の第1号イ(4)「ポリエチレンテレフタラートのくず(B3010)」に該当するか否かについては、以下により判断する。

○処分目的： 繊維等として再生(条約附属書IVBのR3)

○該否判断： 本品目は告示別表第1の3の項の第1号イ(4)の「ポリエチレンテレフタラートのくず」に該当し、
規制対象外。

ただし、告示別表第1の3の項の第1号には「再生利用するために調製された」と規定されており、これを確認する
必要があり、再生利用できるように分別、洗浄、裁断等が行われていることを確認する。
【告示別表第1の3の項の第1号イ(4)(ポリエチレンテレフタラートのくず(B3010))】

■備考

生ゴミ等の分別されていない家庭ゴミが少量でも混入している場合には、条約附属書Ⅱに該当することとなり規制対象となる。

上記の「再生利用するために調製された」の解釈については、分別、洗浄、裁断等の調製が行われていることが考えられる。分別については、PET及びキャップ、フィルム以外のものが混入しないこと。洗浄については、目視で内容物が確認できない状態であることが必要。裁断についての大きさは問わない。

なお、PETボトルを圧縮したもの(ベール状)については、ボトルの中に飲み残しや汚れがある場合には洗浄されているとは判断できないため「再生利用するために調製されたもの」とは言えないが、目視で内容物が確認できない状態にまで洗浄されていれば規制対象外となる。

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/pdf/re_exp_pet.pdf

廃PETボトルについて②

廃ペットボトルの事前相談は、この5年間、相談件数は増加。
また、ベール状（プレス品に限る）の件数も増加している。



飲み残しと思われる液体の
存在。

中国では、2010年9月26日付けで、「輸入廃PET飲料ボトル（ベール）環境保護管理規定（試行）」を策定し、輸入廃PETボトルを加工利用する企業の規定を策定。

また、2011年1月31日付けで、「輸入飲料用廃PETボトルベールの環境保護制御要求（試行）」を定め、一定の条件での廃PETボトルベール品の輸入を解禁し、同日付けで発効。



今後、廃PETボトルの原形品やベール品の輸出が増加することが予想される。

これら廃PETボトル（ベール状のものを含む）の中に、飲み残し等の液体や汚れがある場合は、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」や相手国の国内規制に違反しているとして、シップバックされる懸念あり。



(3) バーズル法事前相談制度

有害廃棄物輸出関連法令

関税法

第70条(証明又は確認)

他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの(以下この項において「許可、承認等」という。)を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

財務省
(税関)

外為法(外国為替及び外国貿易法)

第48条(輸出の許可等)第3項

経済産業大臣は、……特定の種類若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、……政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課すことができる。

＜輸出貿易管理令＞

第2条(輸出の承認)

次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続きに従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一 別表第2中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出

別表第2

三五 の二	(1)特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等	全地域(南緯60度の線以北の公海を除く)
----------	--	----------------------

＜輸出貿易管理令＞

第5条(税関の確認等)

税関は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が…第2条第1項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。

経済産業省

バーゼル法

第4条(輸出の承認)

外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。

環境省
経済産業省 51

バーゼル法の適用対象ではないとみなされる場合

1. 相手国又は我が国で、埋立・焼却等の最終処分目的、リサイクル目的（※）の処分作業を行うための輸出入ではないこと

※ 回収、再生等のリサイクル作業が行われなかった場合は、最終処分が行われていたはずのものの輸出入相手先との売買契約（有償取引がなされていれば、処分作業が行われない場合に最終〔廃棄〕処分がなされるものではない可能性が高い）、輸出入貨物の排出工程や品質を示す書類、輸出入後の処理作業を行う者や作業内容、作業場所を示す書類等を必要に応じて証明する。

2. 相手国（締約国）の国内法令（ただし、条約事務局に通報されているもの）上の廃棄物ではないこと

3. 有害廃棄物ではないこと

必要に応じ、有害物の含有量／溶出量の試験結果により有害性の有無を証明する。

➡ 経済産業省及び環境省では、輸出入事業者の上記証明の支援やバーゼル該非判断について「事前相談」を実施。

（参考情報）◆バーゼル法関連簡易該非判断システム

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/bsimple_judgmentsys/

＜注意＞本システムによる該非判断結果は、バーゼル法の規制対象となるか否か（有害廃棄物に該当するか否か）の目安であり、実際に輸出入される貨物の該非判断をするものではありません。

事前相談

- 輸出入する貨物（提出された事前相談書類に記載された内容）が、廃棄物処理法又はバーゼル法規制の対象に該当するか否かについての助言（口頭での回答）を行うもの（行政サービス）。
- 輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありません。実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものでもありません。

窓口：環境省地方環境事務所
輸出入港近くの事務所

廃掃法
バーゼル法

経済産業省
（一財）日本環境衛生センター

バーゼル法

事前相談手続きの流れ

相談者（輸出者・通関業者等）

（事前相談の内容）

バーゼル法の事前相談

（メタル・スクラップ、プラスチック・スクラップ、使用済バッテリー、使用済遊技機、廃触媒、中古品（家電・自動車部品等）の相談）

バーゼル法の事前相談

（上記以外の相談）

バーゼル法と 廃棄物処理法の 事前相談

（相談先）

（財）日本環境
衛生センターへ

経済産業省
環境指導室へ

環境省地方
環境事務所へ

（事前相談における必要書類）

経済産業省と（財）日本環境衛生センターの必要書類

1. 必ず提出いただく書類

- ① 事前相談書
- ② インボイス
- ③ 輸出入契約書
- ④ 国内取引伝票（請求書、領収書等）
- ⑤ 貨物全体の写真（電子メール、若しくは郵送等で送付）

2. 必要に応じて提出いただく書類

- ⑥ 成分分析表
- ⑦ 分析サンプルの写真
- ⑧ 企業概要
- ⑨ その他
 - ・中国等の場合、相手国における許可証の添付を求める場合がある。
 - ・中古品の場合、輸入国における販売店の名称、住所、写真（修理を行う場合は修理工場の名称、住所及び写真）の添付が求められる。
 - ・使用済み鉛バッテリー、使用済みブラウン管テレビの中古利用目的の輸出に際しては、「メーカー、型式、製造年、通電検査結果」のリスト等の添付が求められる。
 - ・これら以外にも必要に応じて、書類の添付を求めることがある。

環境省地方環境事務所の必要書類

1. 必ず提出いただく書類

- ① 輸出案件用確認事項（輸出の場合のみ）
- ② 廃棄物処理法・バーゼル法規制に係る事前相談書
- ③ 貨物と金銭のフロー図
- ④ 発生者、輸出者、輸入者、処分者等の間で行われる金銭の授受を示す書類（契約書、インボイス等）
- ⑤ 貨物のカラー写真（貨物の状態がはっきりわかるもの）
- ⑥ 発生工程及び処理工程を示す書類（工程図、施設の写真、企業概要等）

2. 必要に応じて提出いただく書類

- ⑦ 廃棄物処理法に基づく許可証（いずれかの過程で廃棄物の収集運搬、中間処理を行う場合）
- ⑧ 成分分析表
- ⑨ 分析サンプルの写真
- ⑩ 相手国における許可証
- ⑪ その他

※ 斜体文字は、廃棄物処理法の確認に必要な書類



書類を送付した後に必ず相談先へ
電話連絡を！

経済産業省 事前相談窓口等

■メタル・スクラップ、プラスチック・スクラップ^(※)、使用済バッテリー、使用済遊技機、廃触媒及び中古品(家電、自動車部品等)の輸出入についてのお問い合わせ先

(財)日本環境衛生センター バゼル条約輸出入規制事前相談課

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6

(電話)044-288-4941

(FAX)044-288-4946

(電子メール) basel@jesc.or.jp

(※)メタル・スクラップ:鉄、アルミ、銅等の単体金属、又はミックスメタル(自動車部品、電気電子部品の屑等を含む)

プラスチック・スクラップ:ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル等

■上記以外の貨物の輸出入についてのお問い合わせ先

経済産業省 産業技術環境局 環境指導室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

(電話)03-3501-1511 (内線3551)

(FAX) 03-3580-6329

(電子メール) basel@meti.go.jp

(参考情報)

◆バーゼル法関連簡易該非判断システム

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/bsimple_judgmentsys/

＜注意＞本システムによる該非判断結果は、バーゼル法の規制対象となるか否か(有害廃棄物に該当するか否か)の目安であって、実際に輸出入される貨物の該非判断をするものではありません。

環境省 事前相談窓口（地方環境事務所）

○北海道地方環境事務所

管轄地域：北海道

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 1札幌第1合同庁舎3F

（電話）011-299-1952(FAX) 011-736-1234（電子メール）REO-HOKKAIDO@env.go.jp

○東北地方環境事務所

管轄地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階

（電話）022-722-2871(FAX) 022-724-4311（電子メール）REO-TOHOKU@env.go.jp

○関東地方環境事務所

管轄地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県

〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18階

（電話）048-600-0814 (FAX) 048-600-0517（電子メール）HAIRI-KANTO@env.go.jp

○中部地方環境事務所

管轄地域：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2

（電話）052-955-2132 (FAX) 052-951-8889（電子メール）REO-CHUBU@env.go.jp

○近畿地方環境事務所

管轄地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル8階

（電話）06-4792-0702 (FAX) 06-4790-2800（電子メール）REO-KINKI@env.go.jp

○中国四国地方環境事務所

管轄地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県

〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F

（電話）086-223-1584 (FAX) 086-224-2081（電子メール）REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp

○高松事務所

管轄地域：徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

〒760-0023 香川県高松市寿町2-1-1高松第一生命ビル新館6F

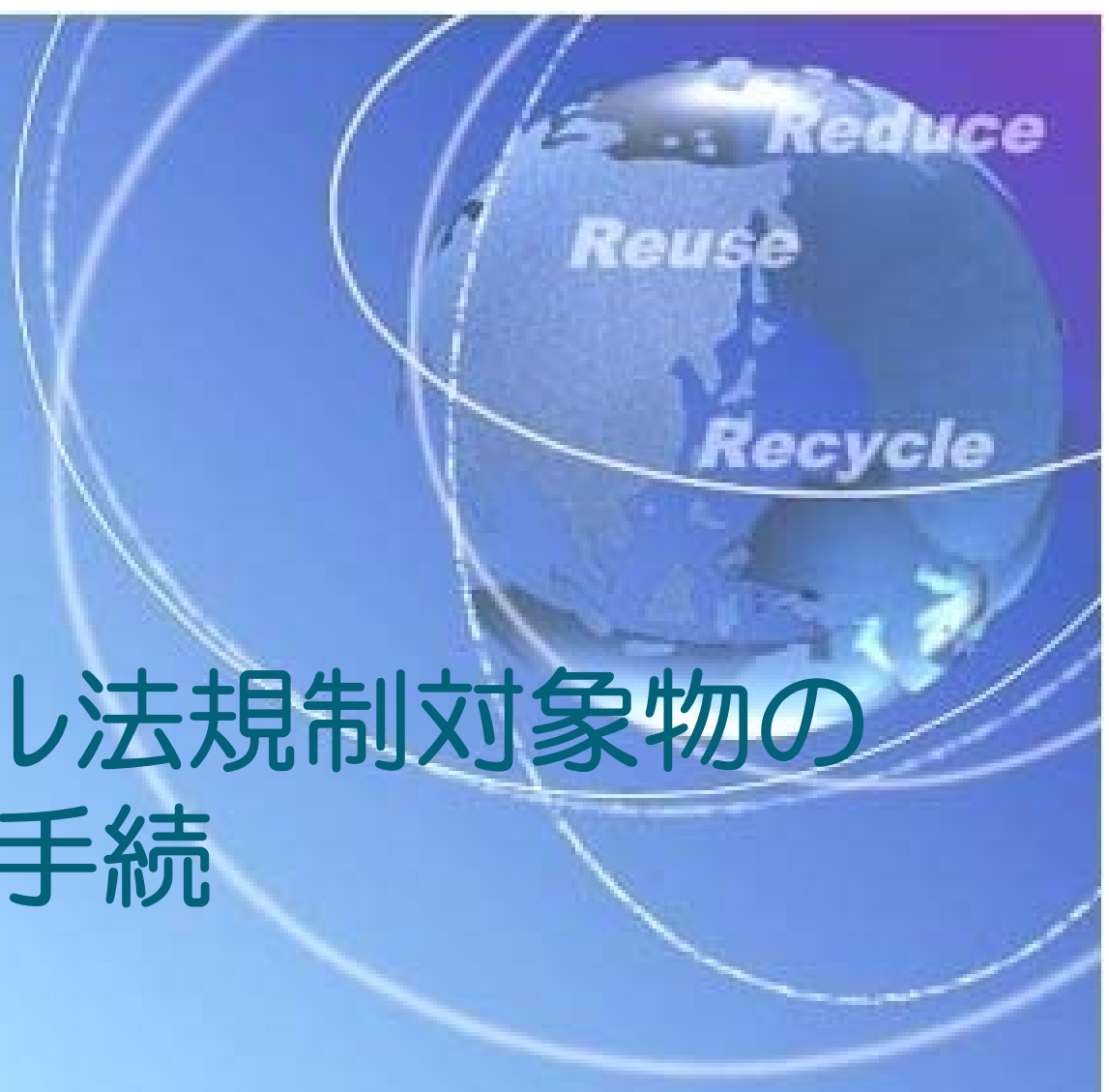
（電話）087-811-7240 (FAX) 087-822-6203（電子メール）MOE-TAKAMATSU@env.go.jp

○九州地方環境事務所

管轄地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

〒860-0047 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟4階

（電話）096-322-2410 (FAX) 096-322-2466（電子メール）REO-KYUSHU@env.go.jp



8. バーゼル法規制対象物の 輸出入手続

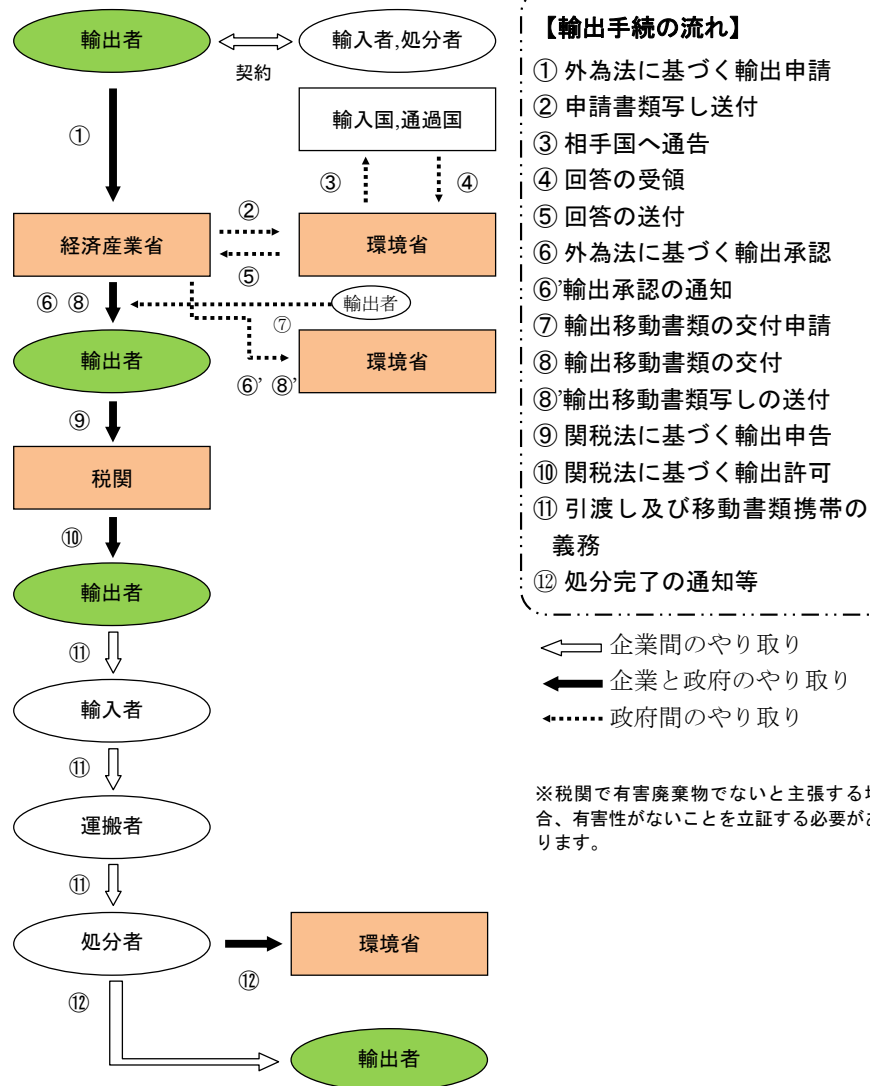
バーゼル法に係る貿易審査課の役割

- 輸出承認の申請に関すること
- 輸入承認の申請に関すること
- 輸出移動書類の交付申請に関すること
- 輸入移動書類の交付申請に関すること

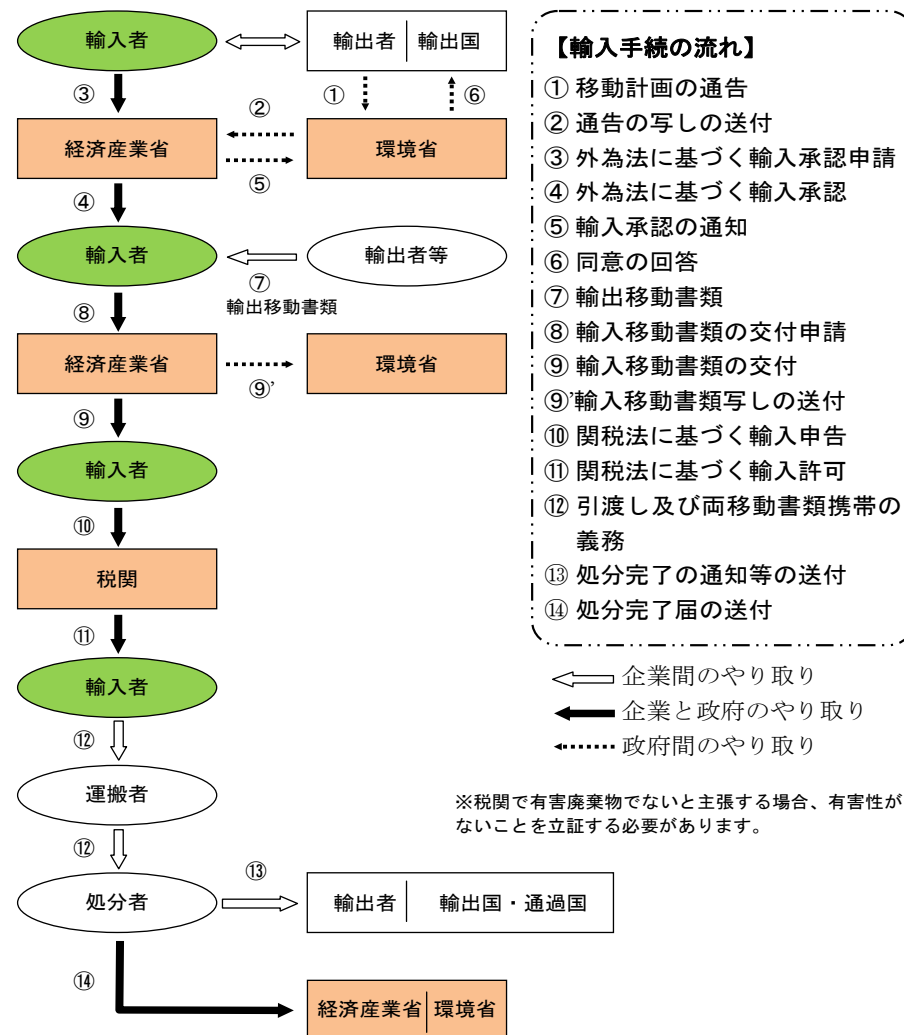
＊経済産業省貿易審査課では、貨物がバーゼル法／廃棄物処理法の規制対象か否かに関する相談業務は行っていません。

バーゼル規制対象物輸出入手続きの流れ

輸出手続きの流れ



輸入手続きの流れ



輸出承認申請手続き等における留意事項

相手国がバーゼル条約締約国又はOECD加盟国であることを確認
(非締約国には輸出できません。)

<輸出承認>

- OECD加盟国向けの輸出と、非OECD加盟国向けの輸出とでは、輸出承認の申請に必要な提出書類が異なります。
- 輸入国の同意がないと輸出承認はされません。
- 輸出承認証の有効期間は6カ月です。ただし、有効期間内に輸出が完了しない輸出契約の場合は、輸入国の同意の状況を踏まえ、承認日から最長12ヶ月の特別有効期間を設定します。

<輸出移動書類>

- 輸出承認を受けても、輸出移動書類の交付を受けないと、実際の輸出はできません。
- 輸出移動書類は、輸出承認証と併せて交付します。ただし、移動が複数回にわたる輸出契約の場合、輸出承認証と併せて交付する輸出移動書類は第1回目の移動に係るものであるので、第2回目以降の移動に当たっては、移動ごとに交付申請を行い、交付を受けなければなりません。
- 輸出移動書類は、輸出の承認内容と一致していないと交付されません。

輸入承認申請手続き等における留意事項

相手国がバーゼル条約締約国又はOECD加盟国であることを確認
(非締約国からは輸入できません。)

＜輸入承認＞

- 輸出国からの事前通告の内容と輸入承認の申請内容が一致していないと輸入承認はされません。
- 輸入承認証の有効期間は6ヵ月です。ただし、有効期間内に輸入が完了しない輸入契約の場合は、輸出国からの事前通告の内容を踏まえ、承認日から最長12ヵ月の特別有効期間を設定します。

＜輸入移動書類＞

- 輸入承認を受けても、輸入移動書類の交付を受けないと、実際の輸入はできません。なお、移動回数が複数回にわたる輸入契約の場合は、移動ごとに輸入移動書類の交付を受けなければなりません。
- 輸入移動書類は、輸入の承認内容と一致していないと交付されません。
- 輸入移動書類の交付申請時には、輸出国からの移動書類の原本の提出が必要です。しかし、申請時に提出できない場合は、原本は後日提出することで、当該移動書類の写しの提出で交付申請ができます。この場合、輸入移動書類の交付は、移動書類の原本の提出後となります。

対台湾 輸出入承認申請手続き等の概要

＜輸出承認申請手続き等＞

- 輸出承認の申請に必要な書類は、非OECD向け輸出の場合とほぼ同じです。
- 台湾側の同意がないと輸出承認はされません。
- 移動が複数回にわたる輸出契約の場合は、移動ごとに輸出承認を受けなければなりません。ただし、第2回以降の移動に係る輸出承認の申請に当たっては、一部の申請書類の提出が必要なくなります。
- 輸出移動書類の様式は決まっていますが、交付申請を行う制度はありません。ただし、輸出承認を受ける前までに写しを提出する必要があります。

＜輸入承認申請手続き等＞

- 輸入承認の申請に必要な書類は、バーゼル条約締約国からの輸入の場合とほぼ同じです。
- 台湾側からの事前通告の内容と輸入承認の申請内容が一致していないと輸入承認はされません。
- 移動が複数回にわたる輸入契約の場合は、移動ごとに輸入承認を受けなければなりません。ただし、第2回以降の移動に係る輸入承認の申請に当たっては、一部の申請書類の提出が必要なくなります。
- 輸入移動書類の交付申請を行う制度はありませんので、台湾側からの移動書類を日本国内でもそのまま使用することになります。ただし、輸入承認を受けた後、輸入通関前までに写しを提出する必要があります。

輸出入の移動の際の手続きミス

近年、承認を受けた貨物の輸出入の移動件数及び数量が増加しているところ、以下のような案件が複数発生。

主な事例

【最近多い事例】

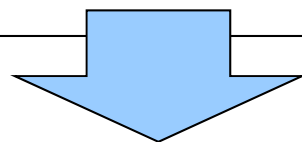
○計量する正味数量の合算ミスにより、移動交付数量を超過した(輸出)。

→**移動書類の申請数量以上の輸出入はできませんので、ご注意ください。**

【その他の事例】

①運搬業者が移動書類を不携帯のまま、貨物の移動を行った(輸出)。

②(台湾)輸入承認の承認条件である『通関前に「移動書類」の写しを経済産業大臣に提出すること。』を行わずに通関した(輸入)。



発生した経緯のヒアリング、相手国政府への説明、具体的な再発防止策の策定等により、**以後の移動で不備が起こらないことを確認するまで貨物を動かすことはできません。**

バーゼル規制対象物・輸出入承認申請等について

◆外為法に基づく輸出入手続等についての問い合わせ先

- 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課
有害廃棄物貿易審査班

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-1659（直通）FAX：03-3501-0997

こちらはバーゼル法規制対象貨物の輸出入手続窓口であり、バーゼル規制該非判断の相談窓口ではありませんのでご注意ください

◆バーゼル法規制対象物の輸出入手続概要

- 輸出手続き概要

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/export/bazel.htm

- 輸入手続き概要

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/import/22go/bazel.htm

バーゼル条約加盟国リスト

(180カ国、1機関)

西欧その他

アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、EU

中東欧

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ジョージア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、モルドバ、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、マケドニア、モンテネグロ、ウクライナ

中南米・カリブ諸国

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ギアナ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・キッツ・ネーヴィス、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ、スリナム共和国

アジア太平洋

バーレーン、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中華人民共和国、クック諸島、キプロス、北朝鮮民主主義人民共和国、インド、インドネシア、イラン、日本、ヨルダン、カザフスタン、キリバス、クウェート、キルギスタン、レバノン、マレーシア、モルジブ、マーシャル諸島、ミクロネシア、モンゴル、ナウル、ネパール、オマーン、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、カタール、大韓民国、サモア、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、シリア、タイ、トルクメニスタン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ベトナム、イエメン、トンガ、ラオス、イラク、パラオ、アフガニスタン

アフリカ

アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、チャド、中央アフリカ共和国、コモロ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガボン共和国、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニヤ、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウィ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、セイシェル、南アフリカ、スーダン、スワジランド、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、タンザニア、ザンビア、ソマリア、ジンバブエ

注1: 太字下線国は、OECD加盟国

注2: バーゼル条約非締約国である米国を含めたOECD加盟国は、バーゼル条約締約国か否かに関わらず、OECD理事会決定が適用される。

注3: 2015年4月末現在の情報

情報源

○バーゼル条約事務局ホームページ【英語】

<http://www.basel.int/>

- 各締約国の権限ある当局の一覧

<http://www.basel.int/Countries/StatusofRatifications/PartiesSignatories/tabid/1290/Default.aspx>

○OECDホームページ【英語】

http://www.oecd.org/home/0,2987,en_2649_201185_1_1_1_1_1,00.html

○環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index.html>

- 届出等様式（処分完了届など）

<http://www.env.go.jp/info/one-stop/14/table14.html>

<http://www.env.go.jp/info/one-stop/11/table11.html>

○経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/index.html

○バーゼル規制対象貨物輸出承認手続

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/export/bazel.htm

○バーゼル規制対象貨物輸入承認手続

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/import/22go/bazel.htm